廃止届出 【提出書類と記載例の案内】

（C 個人　1施設　　全４ページ）

届出の前に必ずお読みください

廃止届出後は、有償無償を問わず、象牙製品に係る取引（在庫整理を含む）が一切できなくなります。
そのため、在庫を手放したい場合は、必ず廃止の届出をする前に完了してください。
また、一旦廃止届出をしてから再び登録する場合は新規登録となり、登録免許税90，000円と登録手数料33，500円がかかります。
以上のことから、慎重にご検討のうえ、廃止の届出をしてください。

提出書類

□	様　式　第　４５	特別国際種登録事項廃止届出書

書類送付先／お問い合わせ

TEL　03-6659-3577　（平日 10:00～17:00）

＊12:30～13:30 は、担当者が不在の場合があります。

↓切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130－8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター
事業者登録係　行

廃止届

※持ち込みによる提出はできません

廃止手続きの注意事項

- 廃止届出は事後提出です。廃止日より前に提出しても受理されません。
  廃止した日から30日以内に提出してください

> 種の保存法第33条の9により、象牙事業を廃止した場合、廃止届の提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています

- 登録廃止時に**所有している象牙製品及び原材料、全形象牙をすべて記載**してください。（3ページ「重量」、「処置の方法」欄の書き方を参照）

- 登録者がお亡くなりになった場合は、ご家族の方が代理で廃止手続きをする必要があります。代理届出用の書類をお送りしますので、電話でお問い合わせください。

その他

- 国際希少野生動植物種の**登録票がある全形象牙に限り**、有償無償を問わず、事業者登録廃止後も第三者に譲渡すことが可能です。

- 自治体のごみ処理に則って廃棄する場合に限り、事業者登録がなくても廃棄可能です。

「登録番号」と「登録の年月日」の確認方法

以下のいずれかの文書で、確認してください。

- 特別国際種事業登録（更新）通知
  登録完了時に当センターからグレーの封筒に入れて発行した通知書
- 特別国際種事業者登録簿（PDFデータ）
  http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm
  ホームページトップ ＞ 各種サービス ＞ 特別国際種事業者登録 ＞ **⑥事業者登録簿（公表情報）** 内

廃 止 届　記 載 例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書
鉛筆書き不可

書類を記入した日または**投函する日**を記入

西暦・和暦のどちらでも可
ただし和暦で記入する場合は、元号（令和）を記入

様式第45（法第３３条の９）

特別国際種事業廃止届

一般財団法人自然環境研究センター 理事長　殿

届出日　年　月　日

住　所　〒 **郵便番号**　**自宅住所**(都道府県から記入)

氏名又は名称　**個 人 氏 名**

（登録番号　**数 字 5 桁 の 番 号**　）

代表者の氏名　**（記 入 し な い）**

【！間 違 い 注 意 ！】

A、S、T から始まる登録番号は古い番号のため、現在使用できません

現在の番号がわからない場合は前ページ**「登録番号」の確認方法**を参照

【！記入忘れ注意！】

（文章省略）

氏名又は名称		ふりがな **個 人 氏 名** （法人番号：**（記 入 し な い）**）
代表者の氏名（法人の場合のみ）		**（記 入 し な い）**
住所		〒 **郵便番号**　**自宅住所**(都道府県から記入)
連絡先		電話番号：**自宅の電話番号** **携帯電話番号**（あれば記入） Eメール：**e-mail**（あれば記入）
登録年月日		※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります 2018年5月31日までに登録 → 2018年6月1日と記入 2018年6月1日以降に登録 → 初回登録の日付を記入
登録番号		**数 字 5 桁 の 番 号**
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設	名称	**施設（店舗）の名称**
	所在地	〒 **郵便番号**　**施設の所在地**(都道府県から記入)
特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別		ぞ う 科 の 牙 及 び そ の 加 工 品
廃止の年月日		**象牙の取り扱いを廃止した日付**
廃止の日に現に有する特別特定器官等	重量	**次ページ** **重量」、「処置の方法」欄の書き方** **を参照して記入**
	処置の方法	

廃止後も連絡が取れる電話番号を記入

e-mail はデータのやり取りができないアドレス不可

紛らわしい文字は**はっきり区別がつくよう**に記入

2018（平成30）年6月1日以降に初回登録した方で、初回登録の日付がわからない場合は、初回登録完了時に当センターがお送りした**特別国際種事業登録通知書**で確認してください。

施設名称が、上から1段目の「氏名又は名称」と同じ場合は、**「上記に同じ」**と省略記入可

施設所在地が自宅住所（上から三段目に記入した住所）と同じ場合は、**「上記に同じ」**と省略記入可

「重量」、「処置の方法」欄の書き方

廃止届出をする時点で、**所有いているすべての象牙製品・全形象牙**と**その処置の方法を記入**してください。

また、**所有してない場合は、ないことを記入**してください。（空欄のまま提出しないでください）

【所有している場合の書き方】

重量	象牙製品の名前　　数　量 （例）印章　10本　印材　7本、 根付　5個　全形象牙　1本
処置の方法	今後も手元に保管する場合　→　自家使用　と記入 近日中に廃棄する予定の場合　→　廃棄予定　と記入

【所有していない場合の書き方】

重量	な　し
処置の方法	な　し